久米南町 子ども医療費 給付制度について

岡山県では、就学前の乳幼児と小学生（入院のみ）の医療費を一部助成しています。

久米南町では、独自に助成を上乗せし、対象年齢も拡大しています。18歳までの子どもの医療費が自己負担なしの無料です。

平成28年４月受診分から高校生等の子どもの医療費についても現物給付（窓口負担なし）になりました。平成28年3月受診分までは償還払いの申請をしてください。申請期限は、受診から2年以内です。

注意事項とお願い

|  |  |
| --- | --- |
| [数字 3 イラスト文字](http://1.bp.blogspot.com/-a0AMrvLUJmM/U9zsXbwKokI/AAAAAAAAkck/UPrQbQ1R50E/s1600/number_2.png)[数字 2 イラスト文字](http://4.bp.blogspot.com/-993E8FTMZds/U9zsXft5wXI/AAAAAAAAkcg/yjF2qgfDIDk/s1600/number_1.png) | **受診の際には**、健康保険証と受給資格者証を医療機関で提示しましょう。  医療費は、健康保険の対象となる医療費のみです。予防接種や保険外の  医療費は対象外です。（“出し忘れ”の場合には、後日速やかに医療機関へ提示を！） |
|  | **国・県の公費医療の受給資格者証をお持ちの場合、**それらが優先適用さ  れます。あわせて提示してください。  （自立支援医療、特定疾患医療、ひとり親等医療など） |
| [数字 4 イラスト文字](http://2.bp.blogspot.com/-wsph92D4YYQ/U9zsYIuFt3I/AAAAAAAAkc0/bdRK56v8Rfg/s1600/number_3.png) | **健康保険証、住所・氏名が変わったら、**速やかに届け出をしてください。また、受診の際には医療機関に変更があったことを伝えましょう。  （印鑑、健康保険証、受給資格者証が必要です） |
| [数字 5 イラスト文字](http://1.bp.blogspot.com/-yA0P4Mb91Mg/U9zsYau5ipI/AAAAAAAAkdE/5r7XBPHa4G4/s1600/number_4.png) | **県外の医療機関を受診する場合、**受給資格者証は使えません。健康保険  のみを使い、領収書をもらいましょう。保健福祉課で償還払いの手続を  してください。（印鑑、健康保険証、領収証、振込口座が必要です） |
| [数字 6 イラスト文字](http://3.bp.blogspot.com/-R9KkEj4ktSE/U9zsYZsi71I/AAAAAAAAkc4/FFtsImk-Rng/s1600/number_5.png) | **高校生等は有効期限が１年間です。**受給資格者証の有効期限の３月末での  手続きをお勧めします。毎年更新手続が必要です。  （印鑑、健康保険証が必要です。）  ※婚姻・社会保険等加入（本人）は対象外です。 |

[](http://www.irasutoya.com/2014/10/blog-post_771.html)

問い合わせと各種手続きは、

　保健福祉課

〒709-3614　岡山県久米郡久米南町下弓削５０２－１

℡　０８６－７２８－４４１１